

○ 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令（平成十六年政令第三百五十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第十五条の三第三項の規定による納付金の納付の手続等）</p> <p>第一条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号。以下「法」という。）第十五条の三第三項の規定による命令を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、同条第一項に規定する基金の額のうち研究所が当該基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として厚生労働大臣が定める額を、同条第三項の規定による納付金（以下この条において「納付金」という。）として国庫に納付しなければならない。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定により納付金の額を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 納付金は、一般会計に帰属する。</p> <p>（積立金の処分に係る承認の手続）</p> <p>第二条 研究所は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十八条第一項の規定により当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間における法第十五条に規定する業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を厚生労働大臣に提出し、当該次の中長期目標の期間</p>	<p>（新設）</p> <p>第一条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号。以下「法」という。）第十八条第一項の規定により当該中長期目標の期間の次の中長期</p>

の最初の事業年度の六月三十日まで、法第十八条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

第三条～第五条 (略)

附則 (承継勘定に係る積立金に関する処分に係る承認の手續及び国庫納付金の納付手續等)

第九条 承継勘定に係る積立金に関する処分に係る承認の手續並びに国庫納付金の納付手續、納付期限及び帰属する会計(次条及び附則第十二条において「納付手續等」という。)については、第二条から第五条までの規定を準用する。この場合において、第二条第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「法附則第十二条第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「第十八条第一項」とあるのは「附則第十二条第六項において準用する法第十八条第一項」と、「第十五条に規定する業務」とあるのは「附則第十一条第五項に規定する承継業務」と、第三条第一項中「第十八条第三項」とあるのは「附則第十二条第六項において準用する法第十八条第三項」と、第五条中「一般会計」とあるのは「財政投融资特別会計の投資勘定」と読み替えるものとする。

目標の期間における法第十五条に規定する業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を厚生労働大臣に提出し、当該の中長期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日まで、法第十八条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

第二条～第四条 (略)

附則 (承継勘定に係る積立金に関する処分に係る承認の手續及び国庫納付金の納付手續等)

第九条 承継勘定に係る積立金に関する処分に係る承認の手續並びに国庫納付金の納付手續、納付期限及び帰属する会計(次条及び附則第十二条において「納付手續等」という。)については、第一条から第四条までの規定を準用する。この場合において、第一条第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(以下「法」という。)(附則第十二条第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号。以下「法」という。)(第十八条第一項」とあるのは「法附則第十二条第六項において準用する法第十八条第一項」と、「第十五条に規定する業務」とあるのは「附則第十一条第五項に規定する承継業務」と、「法第十八条第一項」とあるのは「法附則第十二条第六項において準用する法第十八条第一項」と、第二条第一項中「第十八条第三項」とあるのは「附則第十二条第六項において準用する法第十八条第三項」と、第四条中「一般会計」とあるのは「財政投融资特別会計の投資勘定」と読み替えるものとする。

(承継勘定に係る毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付の手續等)

第十条 承継勘定に係る毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付手續等については、前条において準用する第三条から第五条までの規定を準用する。この場合において、前条において準用する第三条第一項及び第四条中「期間最後の事業年度」とあるのは、「事業年度」と読み替えるものとする。

(承継勘定に係る毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付の手續等)

第十条 承継勘定に係る毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付手續等については、前条において準用する第二条から第四条までの規定を準用する。この場合において、前条において準用する第二条第一項及び第三条中「期間最後の事業年度」とあるのは、「事業年度」と読み替えるものとする。